

立川市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する要綱

立川市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年9月8日市長決定）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(調査書等の提出)</p> <p>第5条 指導監査の実施に当たっては、法人に対し、実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を規定した社会福祉法人調査書（法人の自己点検項目を含む。以下「調査書」という。）及び関係資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(一般監査の結果及び改善状況の報告等)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>4 前項に規定する改善状況の確認に当たっては、改善状況報告書等の提出の際、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要に応じて法人における改善状況を確認するため、<u>事務所等の実地における調査（以下「確認調査」という。）を行うものとする。</u></p> <p>5 ……略……</p> <p><u>6 第4項の規定により改善内容を精査した結果、確認調査を行ってもなお法人が法令、定款等に違反しているとき、その運営が著しく適正を欠くとき等改善措置が講じられていないと認められた場合又は改善の意思がないと認められた場合は、法令の定めるところにより、勧告又は処分を行うための手続を進めることができる。</u></p> <p>(特別監査の実施)</p> <p>第9条 ……略……</p> <p>2 特別監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に実施するものと</p>	<p>(調査書等の提出)</p> <p>第5条 指導監査の実施に当たっては、法人に対し、実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を規定した社会福祉法人調査書又は<u>社会福祉協議会調査書</u>（法人の自己点検項目を含む。以下<u>これらを「調査書」という。</u>）及び関係資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(一般監査の結果及び改善状況の報告等)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>4 前項に規定する改善状況の確認に当たっては、改善状況報告書等の提出の際、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要に応じて法人における改善状況を確認するため、<u>事務所等の実地検査</u>を行うものとする。</p> <p>5 ……略……</p> <p><u>6 度重なる一般監査によっても改善措置が講じられていないと認めるときは、特別監査の実施対象とする。</u></p> <p>(特別監査の実施)</p> <p>第9条 ……略……</p>

する。

(1) 度重なる一般監査によっても改善措置が講じられていないと認められたとき。

(2) 法人の運営等に重大な問題又は不祥事の発生が確認されたとき。

3 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情、通報等による情報、一般監査において確認した情報等から疑われる運営上の不正又は著しい不当行為についての事実関係が的確に把握できるまで、継続的に実施するものとする。

4 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。

5 特別監査の実地検査の体制は、原則として課長以上の職にある者を長とする検査員3人以上で班を編成するものとする。

6 特別監査の実地検査の終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して当日の当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

7 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業主管課職員、東京都（以下「都」という。）の検査担当課職員又は法人関係者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（指導監査情報の公表）

第12条 指導監査に関する情報は、法人運営の透明性及び適正性に資するよう、法令及び立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）の規定により非公開とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

2 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情、通報等による情報、一般監査において確認した情報等から疑われる運営上の不正又は著しい不当行為についての事実関係が的確に把握できるまで、継続的に実施するものとする。

3 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。

4 特別監査の実地検査の体制は、原則として課長以上の職にある者を長とする検査員3人以上で班を編成するものとする。

5 特別監査の実地検査の終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して当日の当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業主管課職員、東京都（以下「都」という。）の検査担当課職員又は法人関係者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（指導監査情報の公表）

第12条 指導監査に関する情報は、法人運営の透明性及び適正性に資するよう、法令及び立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第55号）の規定により非公開とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。